

食品健康影響評価結果に基づいた豚、家きん及び魚介類由来たん白質等の飼料利用の考え方

製品名	牛	豚	鶏	養魚	規制の考え方
家きん蒸製骨粉 家きん加水分解たん白	×			×	食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、豚・鶏用飼料へのみ飼料利用を認める。
豚肉骨粉 豚肉粉 豚蒸製骨粉 豚加水分解たん白	×			×	食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、豚・鶏用飼料へのみ飼料利用を認める。
馬肉骨粉 馬肉粉 馬蒸製骨粉 馬加水分解たん白	×	×	×	×	馬については、現時点において、BSEの感受性に関する科学的知見がなく人への食品健康影響について評価できないことから、飼料利用を禁止する。
豚・鶏混合品 (原料段階で混合)	×			×	豚及び家きんに由来する肉骨粉等を豚・鶏用飼料に使用することが可能との評価であることから、原料収集段階でそれぞれの条件をクリアした原料をレンダリングの段階で混合処理する混合品についても豚・鶏用飼料へのみ飼料利用を認める。
豚・家きん・魚介類混合品 (原料段階で混合)	×	×	×	×	豚、家きん及び魚介類由来原料を混合した肉骨粉等については、平成16年9月10日に開催された飼料分科会において、魚粉の原料の収集先はスーパー、百貨店等多岐にわたっており原料収集段階での管理が重要であること、豚肉骨粉の原料の出荷先は、と畜場、カット場等牛を同時に扱う所であることから原料収集段階での管理が重要であることから継続審議となったが、魚介類由来原料の収集先の基準の見直しを行い原料収集先のリスク管理措置を行ったため、豚、鶏及びうずら用飼料への利用について再度審議をおこなう。なお、それぞれ単品でのリスク評価はBSE技術検討会、農業資材審議会、食品安全委員会のいずれかで行われており、飼料への利用が認められている。

青: 食品安全委員会の健康影響評価結果に基づき改正予定の部分

緑: 当省においてリスク管理措置を施した上で改正予定の部分

黄: 今回審議を行う部分